

はじめに

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、併せて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

このような中で、森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で高まる中、特に、地球温暖化の防止や生物多様性の保全については国有林への期待が大きくなっている。

また、国有林野と民有林野を通じた公益的機能の発揮が強く期待されているとともに、戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎える中、国有林野事業については、民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することが求められている。

こうしたことを踏まえ、国有林野事業については、公益的機能の発揮のための事業や民有林への指導やサポート、木材の安定供給等の事業を、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、一層計画的に実施していくため、平成25年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行したところである。

従って、国有林野事業は、その目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、一般会計において国民共通の財産である国有林野を名実ともに「国民の森林」とするよう、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して森林・林業の再生へ貢献するための取組を進めていくこととする。

本計画は、このような国有林野を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むこととし、今後5年間の八溝多賀森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、地域住民の理解と協力を得ながら、関係する国の地方部局、県、市町村等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、この計画に基づいて適切な管理経営を行うこととする。

目 次

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項	1
1 国有林野の管理経営の基本方針	1
（1）森林計画区の概況	1
（2）国有林野の管理経営の現況及び評価	2
ア 計画区内の国有林野の現況	2
イ 主要施策に関する評価	5
① 伐採量	5
② 更新量	5
③ 保護林	6
④ 緑の回廊	6
⑤ レクリエーションの森	6
（3）持続可能な森林経営の実施方向	7
ア 生物多様性の保全	7
イ 森林生態系の生産力の維持	7
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持	8
エ 土壌及び水資源の保全と維持等	8
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	8
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持 及び増進	9
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的 枠組	9
（4）政策課題への対応	10
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項	11
（1）機能類型毎の管理経営の方向	11
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防 止タイプに関する事項	13
① 土砂流出・崩壊防備エリア	13
② 気象害防備エリア	13
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ に関する事項	13
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利 用タイプに関する事項	14
エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形 成タイプに関する事項	14
オ 水源涵養 ^{かんよう} タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ に関する事項	15
（2）地域ごとの機能類型の方向	16
ア 西部地域	17
イ 中央地域	18
ウ 東部地域	18

3	森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項	20
(1)	低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及	20
(2)	林業事業体の育成	20
(3)	民有林と連携した施業の推進	20
(4)	森林・林業技術者等の育成	20
(5)	その他	20
4	主要事業の実施に関する事項	21
(1)	伐採総量	21
(2)	更新総量	21
(3)	保育総量	21
(4)	林道等の開設及び改良の総量	21
II	国有林野の維持及び保存に関する事項	22
1	巡視に関する事項	22
(1)	山火事防止等の森林保全管理	22
(2)	境界の保全管理	22
(3)	入林マナーの普及・啓発	22
2	森林病虫害の駆除又はそのまん延防止に関する事項	22
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	23
(1)	保護林	23
(2)	緑の回廊	24
4	その他必要な事項	24
(1)	野生動物による被害に関する事項	24
(2)	稀少猛禽類の生息に関する事項	24
(3)	溪畔周辺の取扱いに関する事項	25
(4)	その他	25
III	林産物の供給に関する事項	26
1	木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	26
2	その他必要な事項	26
IV	国有林野の活用に関する事項	27
1	国有林野の活用の推進方針	27
(1)	レクリエーションの森	27
2	国有林野の活用の具体的手法	28
(1)	建物等	28
(2)	国民参加の森林（法人の森林）、森林環境教育の森（学校林）等	28
(3)	公園、道路、水路、電気事業施設等公共用施設、地域産業の振興等	28
(4)	レクリエーション利用	28
(5)	仮置場用地の提供	28
3	その他必要な事項	28

V	公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備および保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全に関する事項	29
1	公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針	29
VI	国民の参加による ^{もり} 森林の整備に関する事項	30
1	国民参加の ^{もり} 森林に関する事項	30
(1)	社会貢献の森	30
2	分収林に関する事項	31
3	その他必要な事項	31
(1)	森林環境教育の推進	31
(2)	森林の整備・保全等への国民参加	31
VII	その他国有林野の管理経営に関し必要な事項	32
1	林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	32
(1)	林業技術の開発	32
(2)	林業技術の指導・普及	32
2	地域の振興に関する事項	32
3	その他必要な事項	33
	森林の管理経営に関する指針	別冊

I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

1 国有林野の管理経営の基本方針

(1) 森林計画区の概況

本計画の対象は、茨城県北部に位置し、那珂川広域流域に含まれる八溝多賀計画区*内の国有林野35,726haであり、当森林計画区の森林面積の38%を占めている。

当計画区は、東部の多賀山地、中央部の久慈山地、西部の八溝山地により形成されている。

また、主な山岳は、八溝山、男体山、花園山、高鈴山等があり、平均標高400m程度の隆起準平原山地をなす多賀山地や棚倉構造線の構造山地で急峻な地形をなす久慈山地などそれぞれ特徴的な地形となっている。

水系は、西部では、福島県の八溝山北麓を源とする久慈川に茨城県八溝山南麓を源とする八溝川や栃木県大田原市を源とする押川、久慈山地を南流する山田川、里川と合流し太平洋へと注いでいる。また、栃木県那須町の那須岳山麓を源とする那珂川に緒川、藤井川が合流し、茨城県中央部の水戸那珂森林計画区を経て太平洋に注いでおり、東部は、全て多賀山地を源とする河川であり、花園川が大北川に合流し、花貫川や十王川などの河川とともに太平洋に注いでいる。

国有林野はこれら河川の源流部に位置し、600m～1,000m級と比較的標高が低く、概して中傾斜地又は緩傾斜地のため林木の生育条件に恵まれていることもあり、スギ、ヒノキの優良な人工林が造成されており、森林面積の82%を人工林が占めている。

また、県立自然公園区域の一部であるほか、全体の84%の森林が水源かん養保安林*又は土砂流出防備保安林*に指定されており、良質な水を育む水源地等として重要な役割を果たしている。

森林帯は、暖帯林が太平洋岸を北上し、スダジイ、カゴノキ等常緑広葉樹が見られるほか、茨城県では学術上貴重なミヤマトベラ等暖帯性植物分布の北限地帯となっているほか、温帯林にはブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹が見られるなど、多様な森林構成を呈している。

国有林野の利用形態をみると花園溪谷や袋田の滝等豊かな自然景観に恵まれ、花園花貫、奥久慈、高鈴等各県立自然公園に代表される景勝地も多く、自然探勝やハイキング等森林を利用したレクリエーション・自然休養の場として多くの人々に利用されている。

*【八溝多賀森林計画区】
全国では158の森林計画区があり、茨城県では、八溝多賀、水戸那珂、霞ヶ浦の3森林計画区に区画されています。

*【保安林制度】
保安林制度は、森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を図ることによって、目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達成しようとするものです。

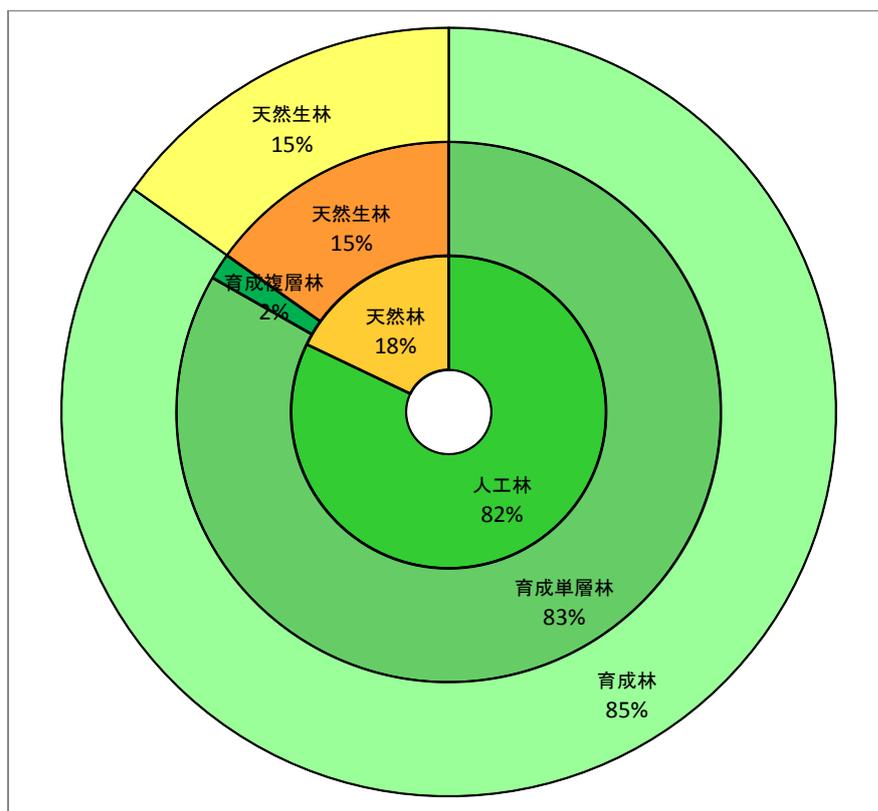
(2) 国有林野の管理経営の現況及び評価

ア 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成25年3月31日時点）は、人工林を中心とする育成林が28,732ha（育成単層林*28,200ha、育成複層林*532ha）、天然生林*が5,128haとなっている。

（図－1－1、図－1－2 参照）

図－1－1 人工林、天然林及び林種*の区分（面積比）



*【育成単層林】

森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為（植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育作業）により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）が行われている森林。

*【育成複層林】

森林を構成する林木を択伐等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層を構成する森林（施業との関係上一時的に単層となる森林を含む。）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）が行われている森林。

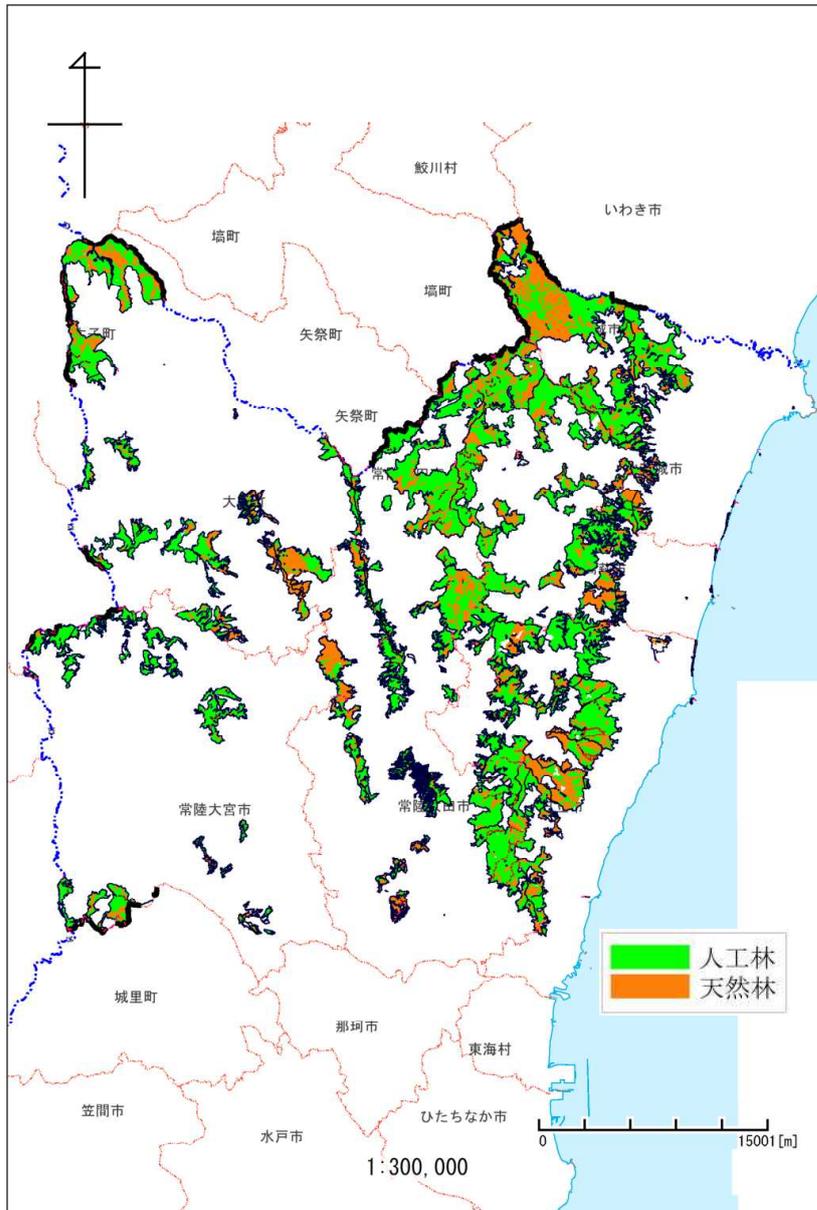
*【天然生林】

主として天然力を活用することにより森林を成立させ維持する施業（天然生林施業）が行われている森林。

*【林種】

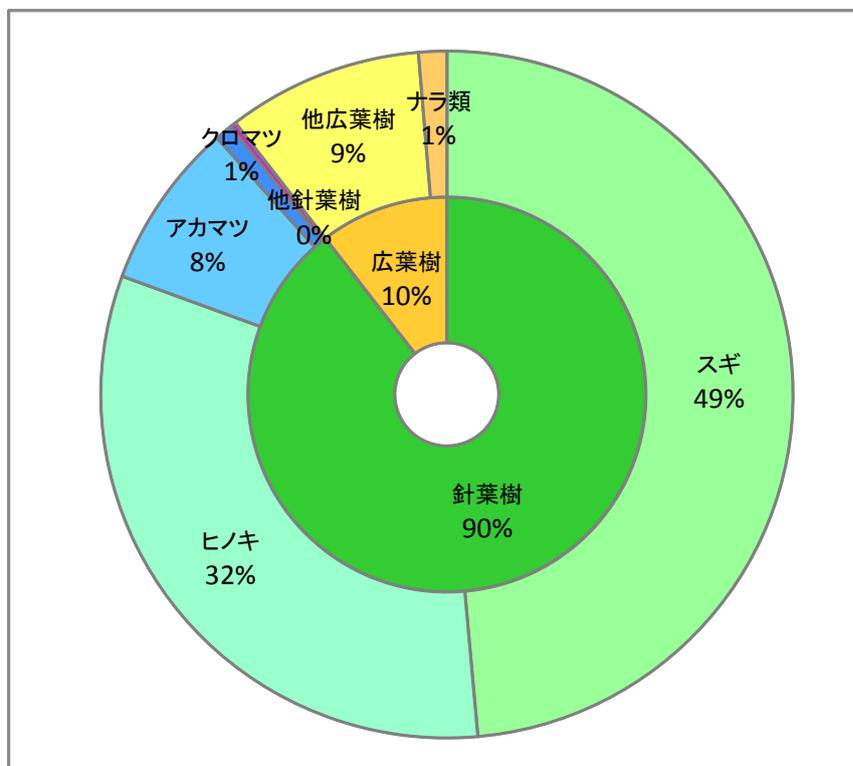
森林を成立状態及び施業の方法により区分したもの（育成単層林、育成複層林、天然林）。

図-1-2 人工林、天然林の分布状況



主な樹種別の材積を見ると針葉樹ではスギ4,334千 m^3 、ヒノキ2,857千 m^3 、アカマツ699千 m^3 、クロマツ72千 m^3 、その他針葉樹26千 m^3 、広葉樹ではナラ類117千 m^3 、その他広葉樹が816千 m^3 となっている。(図-2参照)

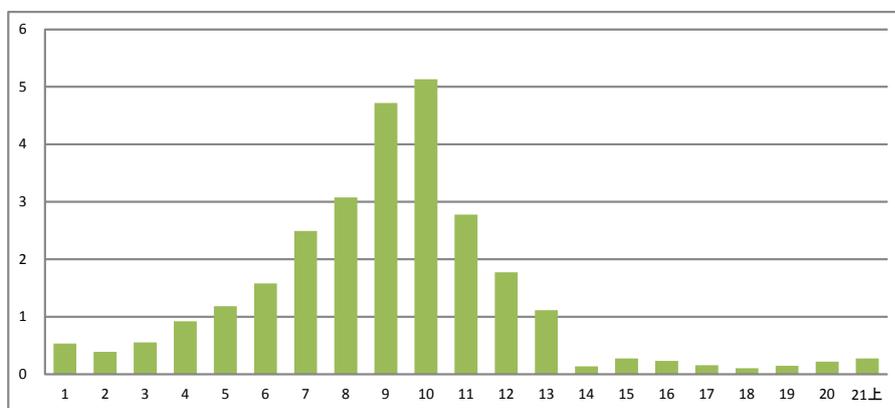
図-2 主な樹種構成 (材積比)



人工林について見ると、齢級^{*}構成 (面積別) は図-3のとおりであり、1齢級から4齢級が9%、間伐適期である5齢級から8齢級が30%、9齢級以上の林分が61%となっている。

図-3 人工林の齢級構成 (面積別)

面積 (千 ha)



^{*}【齢級】
林齢 (樹木の年齢) を5年の幅にくくったもの。
1 齢級は、1～5年、
2 齢級は、6～10年、
10 齢級は、46～50年
などとなります。

齢級

イ 主要施策に関する評価

前計画の平成21年度～平成25年度における当計画区での主な計画と実行結果は次のとおりとなっている（平成25年度は実行予定を計上した）。

① 伐採量

伐採総量は計画983,711m³に対して実績980,441m³と99.7%の実行となった。

主伐^{*}は、分収林^{*}の契約期間が満了となる箇所を中心に計画したが、分収造林契約相手方の意向により、当初計画していなかった伐採が発生したことなどから計画量に対し119%（材積）と上回った。

間伐^{*}は、地球温暖化防止対策に寄与すべく実施したが、これまで間伐を実施していない小径級の林分を優先したこと、生育状況を考慮し一部の実行を見合わせたことから計画量に対して89%であった。

（単位：材積m³）

	前 計 画		実 績	
	主 伐	間 伐	主 伐	間 伐
伐採量	360,100	623,611 (6,765ha)	428,301	552,140 (4,771ha)

- 注) 1 () は間伐面積である。
2 前計画の臨時伐採量は主伐に含めた。

② 更新量

人工造林は、主伐箇所の確実な更新^{*}を図るため、順次造林を実施したが、計画期間の後半に伐採した箇所の更新は、今計画期間で行うこととなるため計画に対し93%であった。

天然更新は、伐採・搬出完了後の更新状況調査を実施し、更新完了基準^{*}を満たした林分は計画に対して62%であり、これら以外の林分は、今計画期間であらためて、更新状況調査を実施する予定である。

（単位：ha）

	前 計 画		実 績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	721	26	669	16

*【主伐】

更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、70%以内の伐採率で伐採する漸伐、30%以内（人工林は40%以内）で繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐などがあります。

*【分収林】

P31以降具体的に説明

*【間伐】

森林の育成過程で密度が高い林の木の間引き、残した木の成長や形質の向上、森林の機能の維持増進を図る伐採のことです。

*【更新】

主伐に伴って生じるものであり、植栽による人工造林、天然力を活用し種や根株からの芽生えにより森林を育成する天然更新があります。

*【更新完了基準】

搬出完了後3～5年目に樹高30cm以上の高木性の天然木が5,000本/ha以上林地に均等に成立したときを目安とします。

③ 保護林*

当計画区に設定している保護林について、現状を把握するため平成24年度に森林や動植物等の状況に関するモニタリング*を実施した。

その結果、各保護林とも概ね健全な状態を維持していることが確認された。

なお、ナラ枯れ*などの森林病虫害について、当保護林では発生の報告はないものの、今後発生する可能性を視野に入れ、モニタリングの中で、保護林へ及ぼす影響についてどのように把握していくか検討することとする。

(単位：面積ha)

保護林の名称	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
林木遺伝資源保存林	1	32	1	32
植物群落保護林	9	190	9	190
計	10	222	10	222

④ 緑の回廊*

該当なし。

⑤ レクリエーションの森*

レクリエーションの森は、国民の保健・文化的利用上特に重要な区域として、①自然休養林、②自然観察教育林、③風景林、④森林スポーツ林、⑤野外スポーツ地域、⑥風致探勝林、⑦その他（レクリエーションの森施設敷）に種類分けし、広く国民に提供している森林である。

これらのうち、当計画区では下表のとおりレクリエーションの森を設定し、多くの人々に利用されている。

(単位：面積ha)

レクリエーションの森の種類	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
自然休養林	1	633	1	633
自然観察教育林	2	93	2	93
風景林	6	320	6	320
風致探勝林	1	133	1	133
計	10	1,179	10	1,179

*【保護林】

P23以降具体的に説明

*【モニタリング】

あるものの実態・状態を継続的に観測・観察することです。

*【ナラ枯れ】

ナラ類の集団枯損被害のこと。カシノナガキクイムシを媒介としてナラ菌(*Raffaelea quercivora* ラファエリアクエルシボラ)が樹幹内で繁殖し、形成層が壊死して通水疎害を起こし枯死に至ります。

参考リンク：林野庁の「ナラ枯れ」のページ
<http://www.rinya.maff.go.jp/j/hogo/higai/naragare.html>

*【緑の回廊】

保護林と連結し、野生動植物の移動経路を確保することにより、広範囲で効果的な森林生態系保全を目的に設定していません。

*【レクリエーションの森】

優れた自然景観を有し、森林浴や自然観察、野外スポーツ等に適した森林を「レクリエーションの森」に設定し、国民の皆さんに提供していません。

(3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代や将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、住民の方々の意見を聴き、機能類型区分*に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいくとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用し、民有林への指導やサポートを通じて森林・林業の再生に貢献していくこととする。

また、持続可能な森林経営については、日本はモントリオール・プロセス*に属しており、この中で国全体として客観的に評価するための7基準(54指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性*の保全

(取組内容)

地域の特性に応じた多様な森林生態系*を保全していくため、間伐の推進等により森林の健全性を確保するとともに、貴重な野生動植物が生育・生息する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

また、人工林の針広混交林化、広葉樹林化、野生動植物の生息地や溪流環境の保全・復元など生物多様性を維持・向上させるため、赤谷プロジェクトの取組(利根上流森林計画区(群馬県)の第4次地域管理経営計画別冊「赤谷の森管理経営計画書」を参考)を先進事例として取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・人工林の群状・带状択伐による針広混交林化
- ・皆伐箇所の分散と伐期の長期化との組み合わせによる森林のモザイク化的配置
- ・保護林の適切な保全・管理
- ・希少猛禽類*生息地での森林施業への配慮、モニタリングの実施

イ 森林生態系の生産力の維持

(取組内容)

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、森林整備の適切な実施と伐採後の更新の確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

*【機能類型区分】

P11以降具体的に説明

*【モントリオール・プロセス】

欧州以外の温帯林を対象に森林経営の持続可能性を把握・分析・評価するための「基準・指標」の策定・適用に向けた国際的な取組です。

*【生物多様性】

生物多様性条約によれば「生物多様性とは、すべての分野、特に陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系における生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様性)を含むものである」と記されています。

*【森林生態系】

森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源をめぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称のことです。

*【猛禽類】

肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系の食物連鎖の頂点に位置する肉食鳥類であり、もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低下してきます。食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながります。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・一定林齢に達した人工林の間伐を積極的に推進
- ・主伐後の植栽又は天然力を活用した更新
- ・計画的な森林整備
- ・森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生態系の健全性と活力の維持

(取組内容)

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病害虫や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・山火事を防止するための巡視
- ・松くい虫被害対策及び巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

(取組内容)

浸食等から森林を守り、森林が育む水源の涵養^{*}のため、山地災害により被害を受けた森林の整備・復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全を行うとともに、森林施業においても裸地状態となる期間の縮小、尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・伐採跡地の的確な更新による裸地状態の減少
- ・溪畔沿い、急斜地等における皆伐の回避
- ・下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

(取組内容)

二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫となる森林を確保するため、森林の蓄積を維持・向上させるとともに木材利用を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・造林、間伐等の森林整備の推進
- ・木材利用の推進

^{*}【水源涵養機能】

森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、林地土壌の作用によって、山地の降雨を地下に浸透させ、降雨直後の地表流下量を減少させる機能です。

豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げる洪水調節機能と、渇水時の流量を平常の状態に近づけさせる渇水緩和機能とによって、洪水の防止及び水資源の確保に寄与します。

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

(取組内容)

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、森林環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- ・レクリエーションの森の提供と利用促進
- ・国民参加の森林づくりの推進

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

(取組内容)

上記ア～カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として開かれた管理経営を行うため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・地域管理経営計画等の策定
- ・「国有林モニター」^{*}の設置や計画策定に当たっての地域住民等からの意見聴取
- ・関東森林管理局のHP^{*}等の充実による情報発信

^{*}【国有林モニター】
国有林野に関心のあ
る国民の皆さんへ幅広
く情報を提供すると
ともに、アンケートや
意見交換を通じていた
だいたご意見・ご要
望等を管理経営に活
かすための制度です。
モニターは公募によ
り選定。

^{*}【ホームページアドレス】
<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/>

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的な供給、民有林との連携等、地域から求められる国有林野への期待に添えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主 な 取 組 目 標
公益重視の管理経営の一層の推進	<p>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】 人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所等において、溪間工9箇所、山腹工3箇所、保安林整備411haの治山事業を計画。</p> <p>【生物多様性の保全】 「小川ブナ林木遺伝資源保存林」等の保護林については適切な保護を図るとともに、モニタリングを実施。</p> <p>【地球温暖化防止対策の推進】 ・森林吸収源対策として、間伐等の適正な森林の整備や木材利用等を推進。 ・将来にわたり森林の二酸化炭素吸収量を保全する観点から、主伐及び確実な再生林による年齢構成の平準化を推進。</p>
地域の森林・林業再生への貢献	<p>【木材の安定供給】 スギやヒノキを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や路網[*]整備を実施し、低コスト化に向けた取り組みを推進。</p> <p>【民国連携した森林整備の実施】 民有林と国有林が連携して効率的な路網整備や間伐等の森林整備に取り組むため、森林共同施業団地を設定し、連携した森林施業を推進。</p> <p>【低コスト造林に向けた技術開発】 植栽及び保育の省力化と造林コスト縮減に向け「コンテナ苗[*]」の活用と「一貫作業システム[*]」の検討など低コスト造林に向けた技術開発を推進。</p>
国民の森林としての管理経営	<p>【国民参加の森林づくり^{もり}】 「国民参加の森林づくり」として設定し「すいふ恵海の森（社会貢献の森）」等において、必要な助言や技術指導等の支援を実施し、国民が自主的に行う森林整備活動を推進。</p> <p>【森林とのふれあい】 「レクリエーションの森」として設定された「奥久慈自然休養林」等については、広報活動等を通し周知するなど、森林レクリエーションの場として利用を促進。</p>

*【路網】
P21の「林道」及び「林業専用道」を参照。

*【コンテナ苗】
造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のポット（マルチキャビティコンテナ）を利用し育苗した苗です。

*【一貫作業システム】
造林コストの削減を目的に車両系伐出機械を活用し、伐採・搬出～地拵～植栽を連携し行うシステムです。

*【国民参加の森林づくり^{もり}】
P30「国民参加の森林に関する事項」で具体的に説明。

2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

(1) 機能類型毎の管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土保全や水源涵養に加え、地球温暖化防止、生物多様性保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していくため、国有林の地域別の森林計画との整合に留意し、国有林野を国土の保全や気象害*の防備を重視する「山地災害防止タイプ」、豊かな生態系の維持・保存を重視する「自然維持タイプ」、保健・文化・教育的な利用を重視する「森林空間利用タイプ」、防音や大気浄化による生活環境保全を重視する「快適環境形成タイプ」及び水源の涵養を重視する「水源涵養タイプ」の5つに区分し、次のような管理経営を行うこととする。この場合、国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林と本計画で定める機能類型区分との関係については、表-1のとおりである。

なお、機能類型に応じた機能の発揮と整合性を図りつつ、針葉樹林、広葉樹林及び針広混交林の林相の維持・改良等に必要な施業の結果、得られる木材を有効利用し、政策的・計画的に供給することとする。特に、再生可能エネルギーとしてのバイオマス利用等、地域のニーズに応じて木材を供給することとする。

また、公益的機能発揮に支障を及ぼさない範囲で齢級構成の平準化を図る主伐を計画的に行うこととする。

森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、すべての機能類型において、関係者の協力を得るなどによりクマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、有識者等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組むこととする。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」において、施業等を行う場合の留意点等について専門家の立場からの意見を聴取し、その意見を踏まえて対応することとする。

*【気象害】
風、潮、霧など気象要素によって発生する被害です。

表 - 1

機能類型と公益的機能別施業森林の関係について

(単位：面積ha)

地域管理経営計画における機能類型区分		国有林の地域別の森林計画における公益的機能別施業森林	当計画区の該当する森林の面積
山地災害防止タイプ	土砂流出・崩壊防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 	561
	気象害防備エリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林 ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（例：海岸部）により除外する場合もある） 	38
自然維持タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある） 	253
森林空間利用タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健文化機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林（立地条件により区分する場合もある） 	2,185
快適環境形成タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林（立地条件（例：都市部）により除外する場合もある） 	244
水源涵養タイプ		<ul style="list-style-type: none"> ・ 水源涵養機能維持増進森林（分収林については、契約に基づく取り扱いを行う） 	32,213
機能類型区分設定外		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸付地等が該当 	231
合 計			35,726

(注)合計と内訳の計が一致しないのは、四捨五入によるものである。

本表に用いた略称

略 称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能／土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

山地災害防止タイプにおいては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり土砂流出・崩壊防備エリア及び気象害防備エリアに区分して取り扱うものとする。

なお、本計画区における山地災害防止タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

① 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

② 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に帯する抵抗力の高い森林等に誘導、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとする。

山地災害防止タイプの面積 (単位：ha)

区分	山地災害防止タイプ	うち、土砂流出・崩壊防備エリア	うち、気象害防備エリア
面積	599	561	38

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

自然維持タイプについては、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物の生育・生息に資するために必要な管理経営を行うものとする。

また、貴重な野生動植物の生育・生息に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、保護林*に設定する。

*【保護林】
P23 以降具体的に説明

なお、本計画区における自然維持タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

自然維持タイプの面積 (単位：ha)

区 分	自然維持タイプ	うち、保護林
面 積	253	223

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利 用タイプに関する事項

森林空間利用タイプについては、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。

また、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定することとする。

なお、本計画区における森林空間利用タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

森林空間利用タイプの面積 (単位：ha)

区 分	森林空間利用タイプ	うち、レクリエーションの森
面 積	2,185	1,180

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

快適環境形成タイプについては、騒音や粉塵等から地域の生活環境を保全し、またそれら保全のために有効な森林の幅を維持するための管理経営を行うものとし、具体的には汚染の吸着

能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されるよう森林の整備を行う。また、森林の整備により発生した森林資源については、有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画区における快適環境形成タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

快適環境形成タイプの面積（単位：ha）

区 分	快適環境形成タイプ
面 積	244

オ 水源涵養^{かんよう}タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

水源涵養タイプについては、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠^{*}層で構成される森林等に誘導し、又はこれを維持するために必要な管理経営を行うものとし、これらを維持できる範囲内で森林資源の有効利用に配慮するものとする。

なお、本計画区における水源涵養タイプの面積は下表のとおりである。

管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

水源涵養タイプの面積（単位：ha）

区 分	水源涵養タイプ
面 積	32,213

注）分収林については、契約に基づき伐採する（ただし、保安林等の制限がある場合は、その制限に従う）。

^{*}【樹冠】

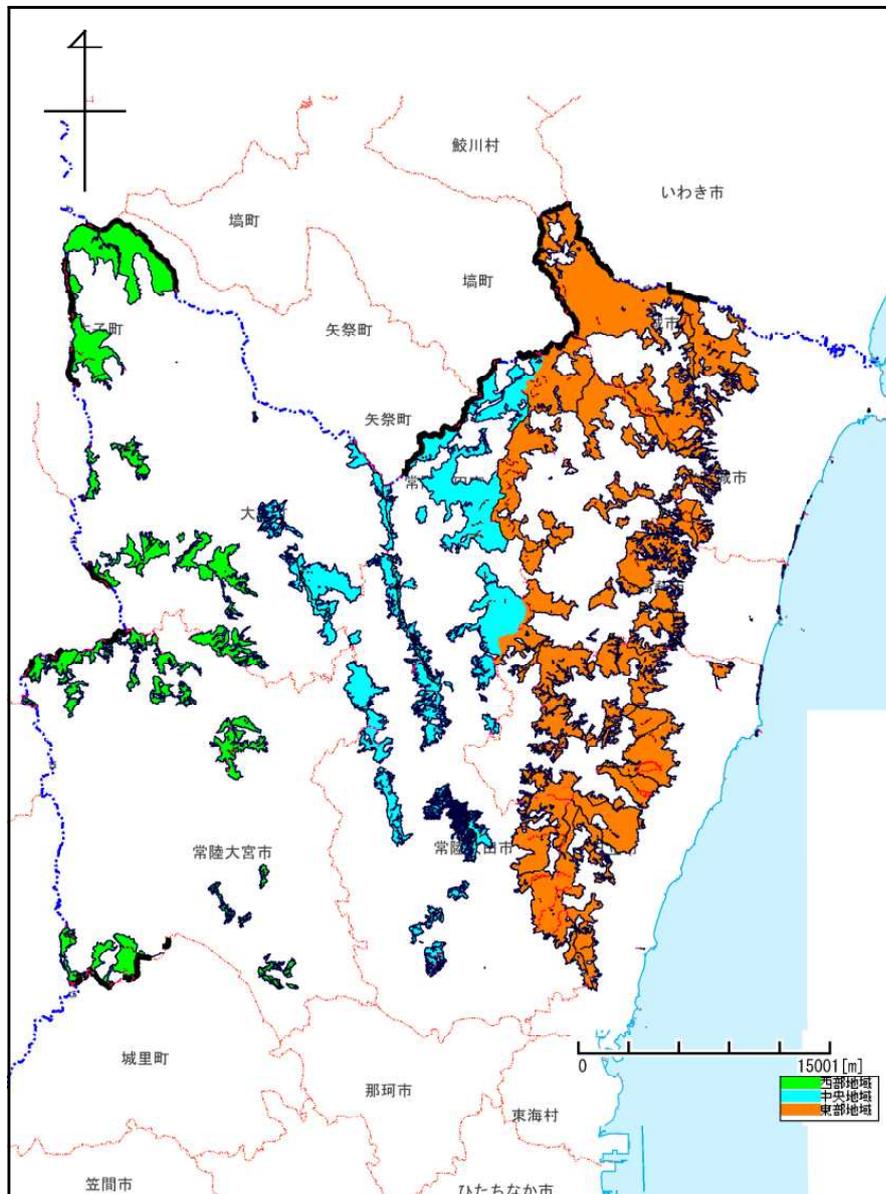
樹冠とは、樹木の上部、枝や葉の集まった部分。

一般に、針葉樹は円錐形、広葉樹は球形やほうき形になりますが、周囲の影響によって変わります。

(2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は西部地域、中央地域、東部地域に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。(図-4参照)

図-4



	西部地域
	中央地域
	東部地域

ア 西部地域

本地域の北部は奥久慈森林計画区、西部は那珂川森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接しており、①大子地区、②大宮地区に細分される。

① 大子地区(2088～2113、2115～2118、2120～2138 林班)

当地区は、西部地域の北西部に位置し、大子町を縦断する久慈川以西に所在する国有林野である。

当地区の大部分は、水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、山地災害危険地区に指定されている区域等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

八溝山や花瓶山周辺に設定している保護林については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする

八溝山は、天然林が形成する自然景観や山頂からの良好な眺望景観を背景に風景林に設定していることから、当該区域については森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 大宮地区 (35～37、39～59、61～70、2076～2078 林班)

当地区は、西部地域の南西部に位置し、常陸大宮市に所在する国有林野である。

当地区の大部分は、水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

土砂流出防備保安林に指定されている区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

鷲子山周辺は、鷲子山神社と一体となって優れた自然景観を形成しており、風景林に設定していることから森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

イ 中央地域(71～88、2001～2011、2013、2015、2017～2031、2033、2035～2075、2078～2083、2085～2087林班)

本地域の北部は奥久慈森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接しており、常陸太田市、常陸大宮市及び大子町の一部に所在する国有林野である。

八溝多賀計画区の西部地域と東部地域の間位置し、本地域の大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

保護林に設定している暖帯性植物の北限や県の自然環境保全地域特別地区に指定されている区域などの貴重な森林については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

本地域は、男体山、袋田の滝を背景に自然休養林などのレクリエーションの森を設定しているほか、南部には常陸太田市の都市近郊林がある。このような自然散策等に適した森林については、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

ウ 東部地域

本地域の北部は磐城森林計画区、北西部は奥久慈森林計画区、南部は水戸那珂森林計画区に隣接しており、①花園花貫地区、②高鈴山地区に細分される。

① 花園花貫地区(1001～1066、1068～1097、1099～1154、1253、1254林班)

当地区は、東部地域の北東部に位置し、北茨城市、高萩市及び日立市の一部に所在する国有林野である。

当地区は、大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととするが、土砂流出防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊のおそれの高い区域については山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

保護林に設定しているブナ、ミズナラを主とする原生的な天然林や高萩市板木地区にある天然記念物に指定されている暖帯性植物と温帯性植物の混交する天然林などの貴重な森林等については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

当地区は、森林がダムや溪谷と一体となって優れた自然景観を形成しており、自然観察教育林や風致探勝林等のレクリエーションの森が多く設定されていることから、保健休養の場として提供している森林を森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

② 高鈴山地区(89～112、114～130、131、1155～1160、1162～1179、1181～1189、1191～1209、1211～1229、1231～1244、1246～1252、1255～1257 林班)

当地区は、東部地域の南東部に位置し、常陸太田市と日立市の一部に所在する国有林野である。

当地区は、大部分が水源かん養保安林に指定されていることから、主として水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

土砂流出防備保安林や土砂崩壊防備保安林に指定されている区域及び山地災害危険地区に指定されている区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

高鈴山を中心として高鈴県立自然公園に指定されており、中でも高鈴山周辺は眺望景観に優れていることから風景林に設定している。このようなレクリエーション利用の期待できる森林については、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行うこととする。

3 森林の流域管理システム^{*}の下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項

民有林関係者等と連携して推進する森林の流域管理システムの下、県、市町村等と連携を図りながら、我が国の森林・林業の再生に貢献していくため、組織・技術力・資源を活用し、民有林の経営に対する支援等に積極的に取り組むこととする。

具体的には、次に掲げる取組を推進するとともに、計画的な木材供給の推進、安心安全への取組、生物多様性保全に資する取組、上下流の連携強化のための下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等を推進する。

(1) 低コスト化を実現する施業モデルの展開と普及

県、市町村、林業事業体等と連携し、より効率的な低コスト作業システムの構築のため、コンテナ苗の普及と一貫作業システムの確立に向け取り組む。

(2) 林業事業体の育成

民有林行政と連携を図りつつ、林業事業体への計画的な事業の発注や立木の供給等を通じ、林業事業体の育成に努める。

また、緑の担い手対策事業の研修フィールドとして国有林野を提供する。

(3) 民有林と連携した施業の推進

民有林と連携した施業を一層推進するため、民有林・国有林が一体となった効率的な路網整備や生産目標の設定など森林施業の共通化を図り、施業の集約化・合理化に向け積極的に取り組む。

また、県、市町村等と連携して松くい虫被害対策を進める。

(4) 森林・林業技術者等の育成

地域の森林・林業の牽引者となる森林総合監理士（フォレスター）等の資格を持つ国有林野事業職員が、これまでの専門的な知識・技術と現場経験も活かして市町村森林整備計画の策定支援等を行う取組を推進する。

また、林業技術等の普及・啓発や民有林の人材育成支援のため、各種研修フィールドとして国有林野を活用する。

(5) その他

「システム販売」^{*}による間伐材等の計画的な供給に取り組む。

^{*}【流域管理システム】

流域を単位として、森林の所有形態の別なく民有林・国有林が連携して、地域の特色に応じた森林整備・林業生産等を行うシステムです。

^{*}【システム販売】

国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場や合板工場との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組み。

むとともに、林地残材の集荷システムの検討を進める。

また、NPO や教育関係機関、ボランティア団体と連携した森林整備等により、森林環境教育を行う。

4 主要事業の実施に関する事項

本計画期間における伐採、更新、林道等の計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ民間事業者等に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業者の育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

(1) 伐採総量* (単位：m³)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	455,310	754,027 (6,568)	1,277,340 《68,003》

- 注) 1 ()は、間伐面積(ha)。
2 計欄の《 》は臨時伐採量*で内書。
3 計は主伐、間伐及び臨時伐採量の合計。

(2) 更新総量* (単位：ha)

区 分	人工造林	天然更新	計
計	1,067	25	1,092

(3) 保育総量* (単位：ha)

区 分	下 刈	つ る 切	除 伐
計	4,649	431	832

(4) 林道等の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	路線数	延長量 (m)
林 道*	15	20,082	18	4,095
うち林業専用道*	15	20,082	-	-

*【伐採総量】

国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調和が保たれるように、5年分について計上します。

*【臨時伐採量】

国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見込み数量を計上しています。

*【更新総量】

更新とは主伐により生じる森林造成の基本となるものであり、人工造林と天然造林に区分されず。

更新総量については、前計画における伐採跡地等のほか5年分において計画する主伐箇所へ更新期間を勘案した合計を計上します。

*【保育総量】

森林の現況、更新量に基づき、下刈、つる切、除伐等の保育の種類別に施業基準を当てはめ計上します。

*【林道】

一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を進める上で幹線となる道路。

*【林業専用道】

森林施業のために特定の者が利用し、林道を補完するための道路。

II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1 巡視に関する事項

(1) 山火事防止等の森林保全管理

当計画区は、冬季から春季にかけて降水量がきわめて少なく、林内の乾燥が著しい地域であり、山火事発生危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全管理すべく、国有林野保護監視員、市町村、地元消防団及び地元住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、山火事の防止、貴重な動植物の保護等、適切な森林の保全管理に努めることとする。

(2) 境界の保全管理

国有林野の境界は、海岸部や丘陵地から山地に至る地域に位置しており、これらの境界は、売払い等により複雑に入り組んでいる箇所、地形が急峻なため境界標識の亡失のおそれが高い箇所、人家や農地等に隣接している箇所など様々であることから、今後とも巡検[※]等に努めるなど境界の適切な保全管理を実施することとする。

(3) 入林マナーの普及・啓発

近年の登山ブームや森林との積極的なふれあい志向を背景に、入林者が増加傾向にある。これに伴い、ゴミの投げ捨てや踏み荒らし等が問題となっている。また、近年、廃棄物の不法投棄が増大しているため、これらの未然防止や早期発見が必要である。

このため、国有林野保護監視員や地元自治体、観光協会、ボランティア団体等との連携を強化し、森林に入る場合のマナーの普及・啓発に努めることとする。

また、貴重な野生動植物を保護する観点から、自然公園や保護林等では、既設登山道以外への立入禁止の呼びかけ等を行うこととともに、山野草の盗採掘等防止については、地元自治体と連携を図りつつ、林野巡視を行うこととする。

2 森林病害虫[※]の駆除又はそのまん延防止に関する事項

近年、松くい虫被害は減少傾向にあるものの、依然として発生し続けていることから、民有林関係者との連携を図りつつ、早期発見に努めるとともに、被害木の伐倒駆除等により、まん延防止に努めることとする。

※【巡検】

国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況について確認する行為です。

※【森林病害虫】

樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶ松くい虫、樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等とされています。

3 特に保護を図るべき森林に関する事項

(1) 保護林*

保護林は、野生動植物の生育又は生息の状況、地域の要請等を勘案して、原始的な森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、施業及び管理技術の発展等に特に資することを目的として管理を行うことが適当と認められる国有林野を選定することとしており、当計画区では10箇所、222haを保護林に設定している。

保護林については、評価基準を設け統一した調査項目を設定し、モニタリングを実施しているところである。今後は、モニタリング結果の蓄積及び分析を行い、その結果によっては、自然の推移に委ねるだけでなく、必要に応じて人為を加え、保護林本来の設定目的に沿った森林として維持・管理することとする。なお、人為を加える場合は、学識経験者や専門家の意見を聴いて行うものとする。

保護林の取扱いについては、前述の自然維持タイプによるほか、保護林の種類別に次によることを基本とする。なお、学術研究その他公益上の事由により必要と認められる行為、その他法令等の規定に基づいて行うべき行為は、これに関わらず行うことができるものとする。

また、立入を可能とする区域においては、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所について、標識の設置、歩道の整備等に努めるとともに、学習の場等として国民が利用できるよう努めるものとする。

種 類	箇 所 数	面 積 (ha)
林木遺伝資源保存林	1	32
植物群落保護林	9	190
計	10	222

ア 林木遺伝資源保存林

主として林木の遺伝資源を森林生態系内に広範に保存する。

- ① 原則として伐採は行わない。ただし、保存対象樹種の恒久的な存続を図るために必要な場合に限り、枯損木又は被害木の除去を中心とした弱度の伐採を行うことができるものとする。

*【保護林】

保護林とは、国有林内の貴重な生態系及び自然環境の保護を目的に設定をするものです。

設定目的及び趣旨により「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」に区分します。

- ② 更新は、原則として天然更新によるものとし、保存対象樹種の特性を勘案し、必要最小限の更新補助作業を行う。なお、植込み等を行う場合は、保存対象樹種と同一の遺伝形質を有するものを使用する。

イ 植物群落保護林

我が国又は地域の自然を代表するものとして保護を必要とする植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて森林施業・管理技術の発展、学術研究に資する。

- ① 原則として伐採は行わないものとするが、遷移の途中相にある植物群落の維持のために必要な場合等その保護対象の維持に必要な場合は、下刈、つる切、除伐等の保育を行う。
- ② 伐採及び搬出に当たっては、保護の対象とする植物を損傷しないよう特に留意する。
- ③ 保護の対象とする植物群落が衰退しつつある場合であって、更新補助作業又は保育を行うことが当該植物群落の保護に必要な場合であると認められるときは、まき付け、植込み、刈出し、除伐等を行う。

(2) 緑の回廊

該当なし

4 その他必要な事項

(1) 野生動物による被害に関する事項

当計画区においては、ツキノワグマによる剥皮、ニホンジカによる食害等の野生動物による被害については確認されていないが、今後、他地域からの移動により被害が発生する可能性があることから、巡視等を行うこととする。

(2) 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年6月5日法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、生育環境及び餌動物の生息環境が大きく影響する。

このため、イヌワシ・クマタカ等の希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員等による調査、既存の調査結果の収集、学識経験者や地元自然保護団体等からの提供を受ける取組等により把握に努めるとともに、生息等を確認した場合は、学識経験者等との情報交換等を緊密に行っていく中で、猛禽類と林業との共生に取り組むこととする。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、事業(予定)箇所及びその周辺について希少猛禽類の情報が得られ、繁殖の可能性が高いと判断される場合には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等に関する検討委員会」に諮るなどにより、適切に対応することとする。

(3) 溪畔^{*}の取扱いに関する事項

溪畔周辺については、野生生物の生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等として、生物多様性お保全上重要な役割を担っているため、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性を確保することにより、よりきめ細やかな森林生態系ネットワークの形成に努めることとする。

また、溪畔周辺の整備について、水質保全の向上や野生生物の生育・生息環境の保全を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿等に保護樹帯等を効果的に配置していくこととする。

(4) その他

希少種の保護や移入種の侵入防止の取組については、関係機関、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら行うこととする。

^{*}【溪畔】

常時水流のある溪流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつきを持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の發揮上重要な役割を担っています。

Ⅲ 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の国有林野は82%が人工林となっており、このうち5～8齢級（21～40年生）の間伐適齢林分が30%、9齢級（41年生）以上の高齢級林分が61%を占めている。

このため、当面は、人工林の間伐適期林分や長伐期化に向けた高齢級林分の間伐及び分収林契約に基づく主伐等が主体となることから、これらを計画的に進め、効率的に搬出し、供給に努めることとする。

なお、当計画区では、生産・流通・加工の各段階が小規模・分散・多段階となっており、木材需用者のニーズに応じて、品質・性能の確かな製品を低コストで安定的に供給する体制を確立することが課題となっていることから、国有林野事業においては、「システム販売」等による林産物の安定供給等を通じて、地域の川上・川中・川下の関係者との連携を強化し、国産材の安定的・効率的な供給体制の構築に寄与するよう努めることとする。

2 その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において間伐材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体等関係機関との間で間伐材等の木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、公園事業、その他公共事業等多様な分野への間伐材の利用促進を図ることとする。特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応することとする。

IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針

当計画区の国有林野35,726haの内、53%が県立自然公園に指定されていることから、自然環との調和に配慮しつつ、優れた景観を有する森林を活かして国有林野の活用を図ることとする。

また、レクリエーションの森については、国民が気軽に森林や自然とふれあう拠点として、地方公共団体等と連携し、自然度と安全性の高い施設整備、フィールドの整備、看板類の充実等に努めるとともに、各種情報手段を通じ利用の促進を図ることとする。

国有林野の活用に当たっては、国土の保全、自然環境の保全等公益的機能との調和を図ることとする。

(1) レクリエーションの森

レクリエーションの森は森林空間利用タイプのうち、自然景観、森林の保健・文化・教育的利用の現況及び将来の見通し、地域の要請等を勘案して、国民の保健・文化・教育的利用に供する施設又は森林の整備を特に積極的に行うことが適当と認められる国有林野を選定することとする。

当計画区は、東部の多賀山地、中央部の久慈山地、西部の八溝山地により形成されており、それぞれの山地から太平洋に流れ込む河川により、多くの溪谷が造り出されている。

また、名所、旧跡、史跡もあり、地域と調和し一体となった自然景観や自然が生み出した風景美、森林美及び溪谷美等の優れた景観を呈していることから、風景林や風致探勝林に設定している。

さらに、久慈川山地の「袋田の滝」は日本三大名瀑の一つとして数えられており、併せて男体山の集塊岩特有の山容と集塊岩を深く刻む溪谷である龍神峡周辺などハイキングや自然探勝等に利用される区域を自然休養林に設定するなど、計画区全体では、10箇所、1,179haをレクリエーションの森に設定している。

レクリエーションの森の管理経営については、I-2-(1)ウの森林空間利用タイプによるほか、個別に作成する管理経営方針書によることとする。

また、施設の整備は、風致の保護、国土及び自然環境の保全等に配慮するとともに、レクリエーション利用の目標に合致した施設を整備することとし、法令により制限のある場合には所定の手続きを行うこととする。

種類	箇所数	面積(ha)
自然休養林	1	633
自然観察教育林	2	93
風景林	6	320
風致探勝林	1	133
計	10	1,179

2 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は以下のとおりである。

- (1) 建物等－貸付、売払等
- (2) 国民参加の森（法人の森）等－分収造林契約等
- (3) 公園、道路、水路、電気事業施設等公共用施設、地域産業の振興－貸付、売払等
- (4) レクリエーション利用－使用許可等
- (5) 仮置場等用地の提供－貸付

3 その他必要な事項

国有林野の活用に当たっては、各種法令等を遵守しつつ、当該地域の市町村等が進める地域づくり構想や土地利用に関する計画等との必要な調整を図ることとする。

また、不要となった土地等の活用に向け、物件・土地売払情報公開窓口及びインターネットによる情報の提供と、需要の掘り起こしに努めることとする。

V 公益的機能維持増進協定に基づく林道の開設その他国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる私有林野の整備及び保全に関する事項

1 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する私有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による施業が十分に行われていないものが見られ、その位置関係により、当該私有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合がある。

このため、次の要件を備えた箇所において公益的機能維持増進協定を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業等を私有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて私有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与することとする。

- (1) 国有林野に隣接又は介在し、単独では効率的な森林経営をなし得ない私有林であること
- (2) 市町村森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林の区域内であること
- (3) 森林の利用を不当に制限するものでないこと
- (4) 協定を締結しようとする区域内に存在する私有林又は当該区域に近接する私有林において、県が行い又は行おうとしている治山事業の実施に関する計画との整合性に配慮したものであること

VI 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを通じ、国民の森林へのふれあいの場の提供に努めることとし、「社会貢献の森」を設定する。

なお、本計画では、協定締結による国民参加の森林づくりの対象予定区域は定めないが、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合には、積極的に応えていくこととする。

(1) 社会貢献の森

「社会貢献の森」は水源涵養や森林の持続的経営の普及啓発等に資するもので、植栽、保育、森林保護等の森林整備及びこれらの活動と一体となって実施する森林・林業に関する理解の増進に資する活動を行うものである。

当計画区では、常陸太田市上高倉町の男体国有林において、すいふ^{めぐみ}恵海の森づくり事業実行委員会が自主的な森林整備活動を行っていることから、各種情報の提供を行うなどこれらの活動を支援することとする。

協定の種類	名 称	面 積 (ha)	位置(林小班)
社会貢献の森	すいふ ^{めぐみ} 恵海の森	5.19	2074た2

2 分収林に関する事項

分収林制度^{*}を活用した森林整備への国民参加を推進することとし、特に、上下流の相互理解に基づく森林整備や企業等による社会貢献活動としての森林整備等の促進に努めることとする。

3 その他必要な事項

(1) 森林環境教育の推進

学校、自治体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育の推進を図ることとする。

また、森林管理署主催による児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組にも努めることとする。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化に努めることとする。

(2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導等を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとする。

^{*}【分収林制度】

国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度です。

Ⅶ その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

(1) 林業技術の開発

平成25年度に定めた「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び森林管理署に設定している各種試験地等における技術開発に取り組むこととする。

また、民有林関係者との技術交流の一環として、林業普及指導員等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組むこととする。

(2) 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発、改良された林業技術については、国有林野内での活用を図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

なお、自らが造林・間伐等の事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、伐採とコンテナ苗を用いたその後の造林を同時期に行うなど、先駆的な技術や手法についての事業レベルでの試行を行い、地域の森林・林業関係者等への普及を図ることとする。

さらに、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問い合わせに応じることとする。

2 地域の振興に関する事項

地域の振興に寄与することは、国有林野事業の重要な使命の一つであることから、国有林野内の森林の未利用資源（森林景観を含む）の発掘及び情報提供、地方公共団体等からの相談受付体制の充実、地方公共団体等が推進する地域づくりへの積極的な参加等に努めつつ、森林及び森林景観の整備や林産物の供給、国有林野の活用、森林空間の総合利用、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど国有林野の諸活動を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努めることとする。

3 その他の必要な事項

福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の除染については、「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」や「除染関係ガイドライン（平成23年12月環境省策定）等に基づき、地方公共団体等が策定する除染実施計画等により、適切に対応するとともに、実証事業の実施等において得られる森林除染に関する知見の集積や技術開発にも努めることとする。

また、地方公共団体等が除染を実施する場合や地方公共団体から除染に伴い発生する除去土壌等の仮置場等の設置要望があった場合は、当該地方公共団体等と十分調整を図り、適切に対応することとする。

なお、除染作業において、落葉堆積有機物の除去による土壌流出のおそれがある場合については、土嚢袋を設置するなど必要な対策を行うこととし、除染関係ガイドラインにおいて、森林の除染に関する新たな考え方が追加された場合には、その内容に基づき適切に対応することとする。